

E i w a N e w s

平成24年度税制改正案の概要

平成24年1月
(No. 078)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、
お願い申し上げます。

さて、昨年12月10日に平成24年度税制改正大綱が閣議決定されました。

民主党の掲げる税制抜本改革の一環として検討されているもののうち、課税の適正化等の観点
から特に緊要な事項について、今年度改正案に盛り込まれています。

今回は、その税制改正項目について主なものをご紹介します。

I 所得税・住民税

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得の算定の際、給与収入から控除される給与所得控除額について、給与収入が
1,500万円超の場合には一律245万円とする上限が設けられました。これに伴い、特定支出
控除の対象の範囲を拡大するとともに、その計算方法について見直しが行われました。

特定支出の範囲	適用判定・計算方法等
<p><現行> 給与所得者がする支出のうち職務の遂行に直接 要するものとして、下記に掲げる支出 1. 通勤費 2. 転居費 3. 研修費 4. 資格取得費 (一部を除く) 5. 一定の旅費</p>	<p><現行> その年中の特定支出の合計額が、 給与所得控除額を超える場合は、 その越える部分の金額を給与 所得控除額に加算する</p>
<p><改正案> 現行制度に下記の支出を追加 1. 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、 税理士、弁理士などの資格取得費 2. 勤務必要経費 職務と関連のある図書購入費、職場で着用 する衣服費および職務に通常必要な交際費 (勤務必要経費は年間65万円限度)</p>	<p><改正案> その年中の特定支出の合計額が、 下記に定める金額を超える場合 は、その越える部分の金額を給与 所得控除額に加算する ① 年間給与収入1,500万円以下 …給与所得控除額の1/2相当額 ② 年間給与収入1,500万円超 …125万円</p>

※特定支出はいずれも給与の支払者が証明したものに限られ、また、給与の支払者から
給与所得者に補填される金額のうち一定の金額は特定支出から除かれます。

この改正は、平成25年分以後の所得税および平成26年度分以後の個人住民税について
適用されます。

(2) 退職所得課税の見直し

勤続年数が5年以下の役員等に支給される退職金については、退職所得控除額を控除した残額の全額を退職所得の金額（課税対象）とし、現行のいわゆる1/2課税が廃止されます。この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。また、個人住民税においては、退職所得の10%税額控除の廃止（平成23年度改正で決定済み）とあわせて、平成25年1月1日以後に支給される退職金について適用されます。

II 法人税

中小企業税制

- ① 交際費等の損金不算入制度および中小法人にかかる損金算入の特例（資本金1億円以下の法人について年600万円まで90%が損金算入）について、その適用期限が2年間延長されます。
- ② 中小企業の少額減価償却資産の特例（取得価額が30万円未満の減価償却資産の損金算入）について、その適用期限が2年間延長されます。

III 相続税・贈与税

(1) 住宅資金贈与の非課税措置の延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成26年12月31日まで延長され、下記のとおりとなりました。

贈与を受けた年	省エネ・耐震性を備えた住宅の非課税限度	左記以外の住宅の非課税限度
平成24年	年間 1,500万円	年間 1,000万円
平成25年	年間 1,200万円	年間 700万円
平成26年	年間 1,000万円	年間 500万円

(2) その他

平23年度税制改正で予定されていた相続税の基礎控除引下げと相続税率や贈与税率の見直しなどは、改めて税制抜本改革において検討されることとなったため、平成24年度の税制改正項目には含まれませんでした。

IV その他

国外財産調書制度の創設

毎年12月31日現在国外に所在する財産の価額の合計額が5,000万円を超える居住者は、必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を翌年3月15日までに税務署に提出しなければならないこととされました。国外財産調書に記載された財産については、所得税の確定申告書に添付する財産債務明細書への記載は不要となります。この改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書から適用されます。

これらの改正項目は、今月下旬に召集が予定されている通常国会において審議されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。